



発行
東京都

目次

告示

公告

告示

○都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…一
○再開発等促進区を定める地区計画の原案……………
…（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…三

●東京都告示第千二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十月二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年十月二日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 上館日野

二 変更の区間 八王子市長沼町八百六十四番五地先から
同所八百五十七番四地内まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

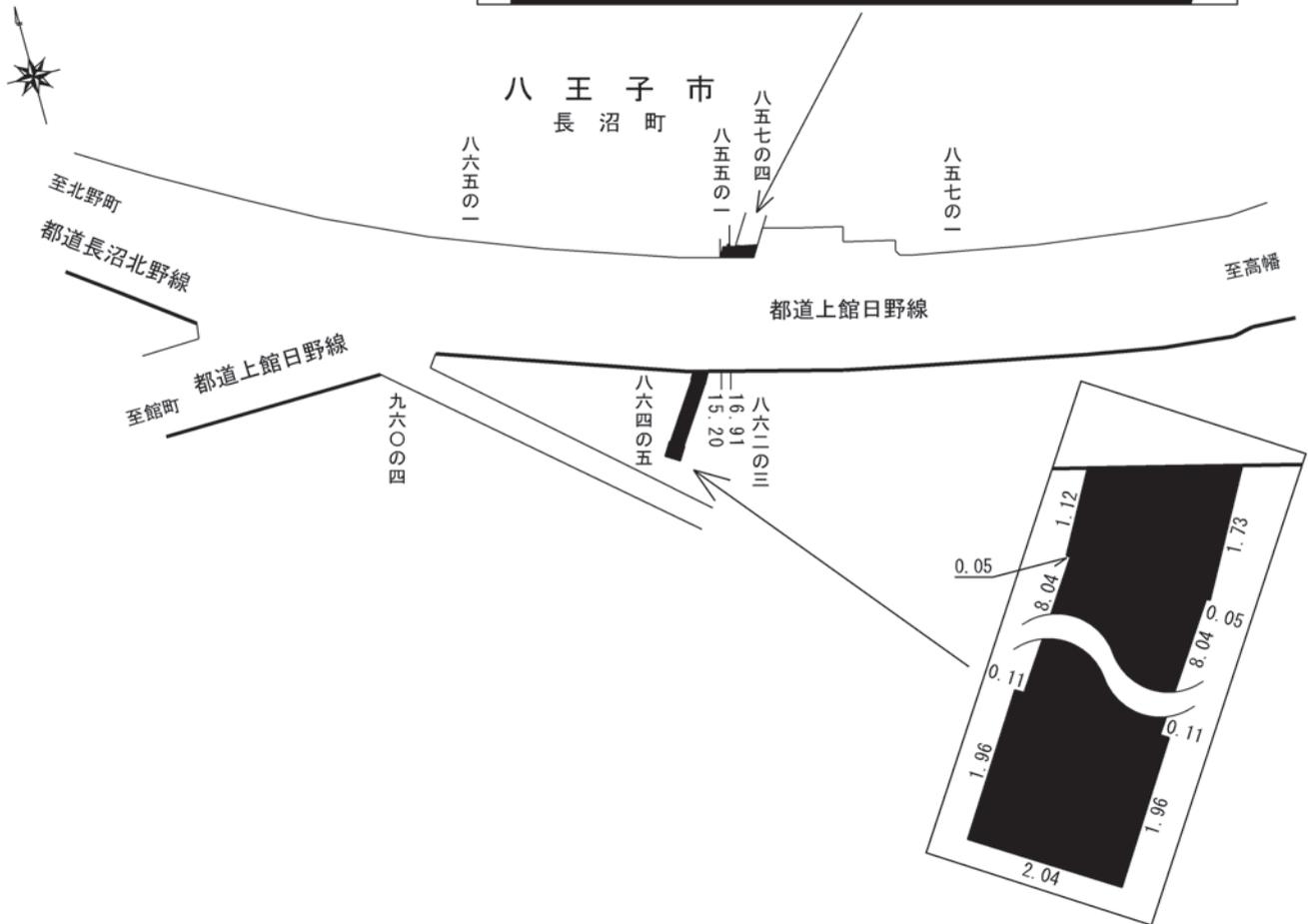
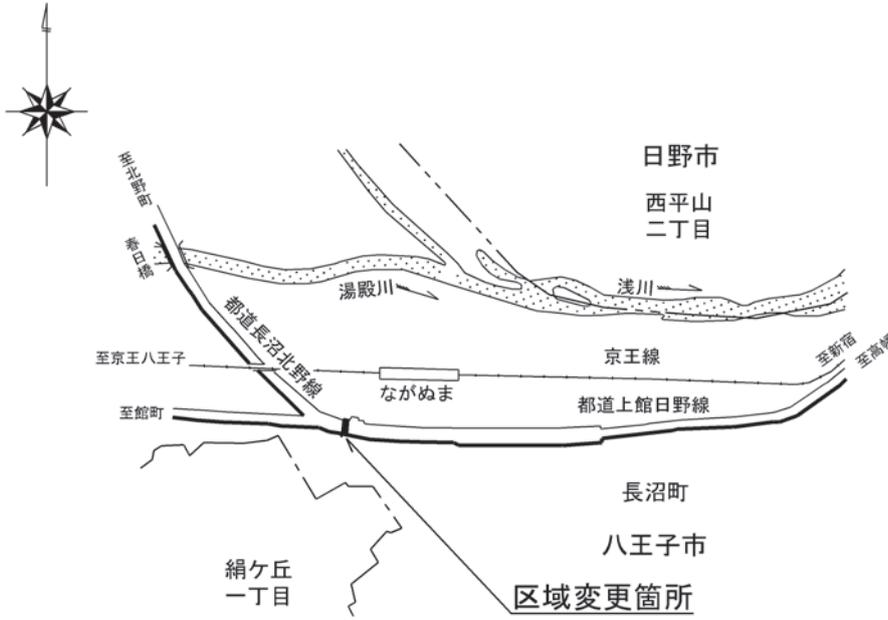
別図

都道上館日野線区域変更略図

八王子市長沼町地内



延長 一三・九〇メートル
面積 三三・〇〇平方メートル



公 告

再開発等促進区を定める地区計画の原案について

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。）第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の変更の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

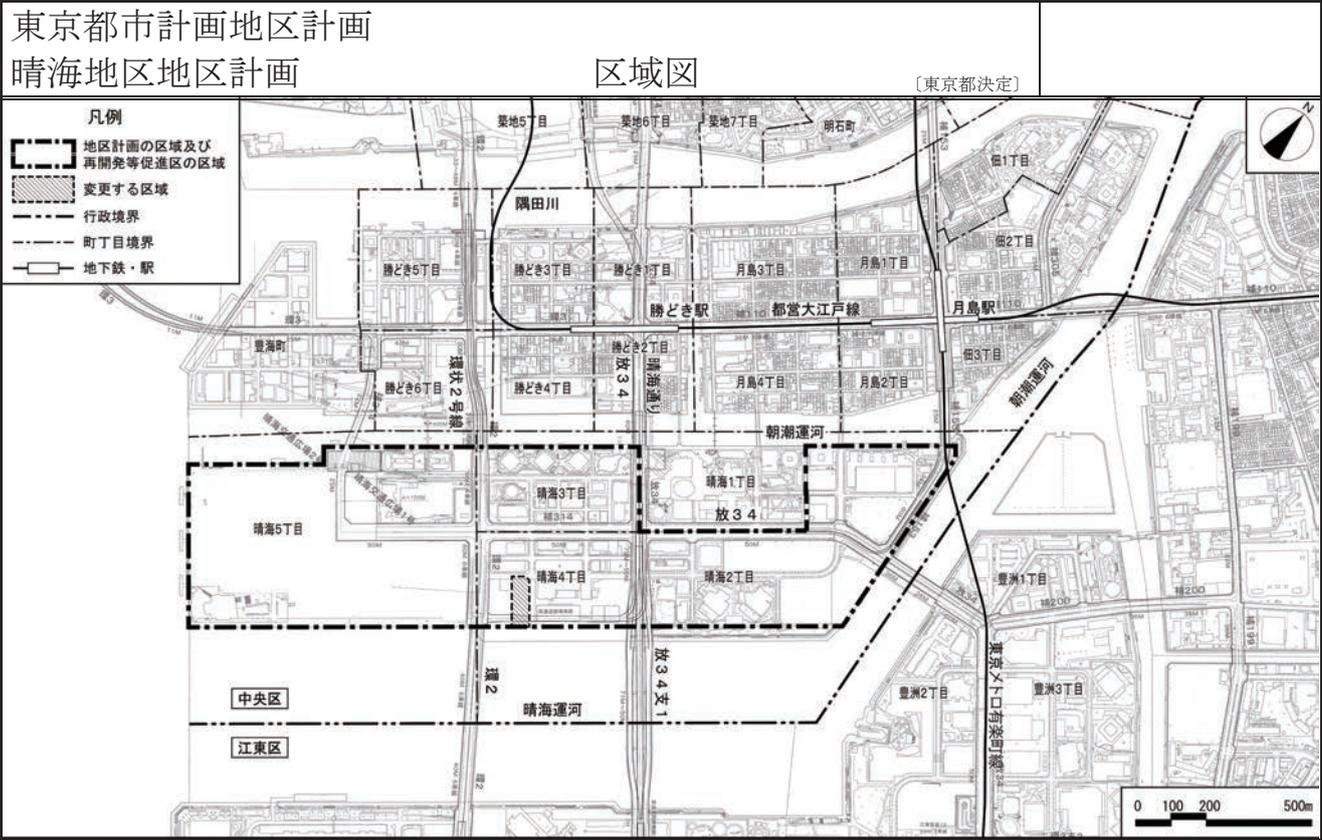
なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。

令和六年十月二日

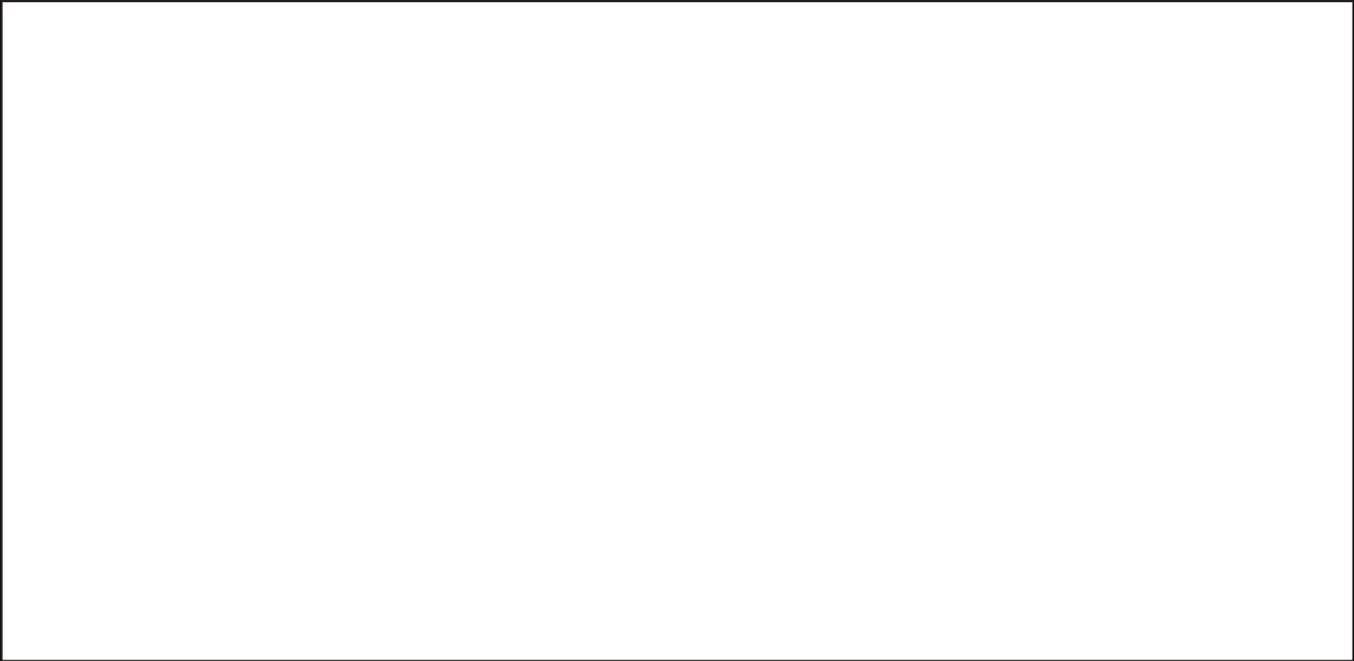
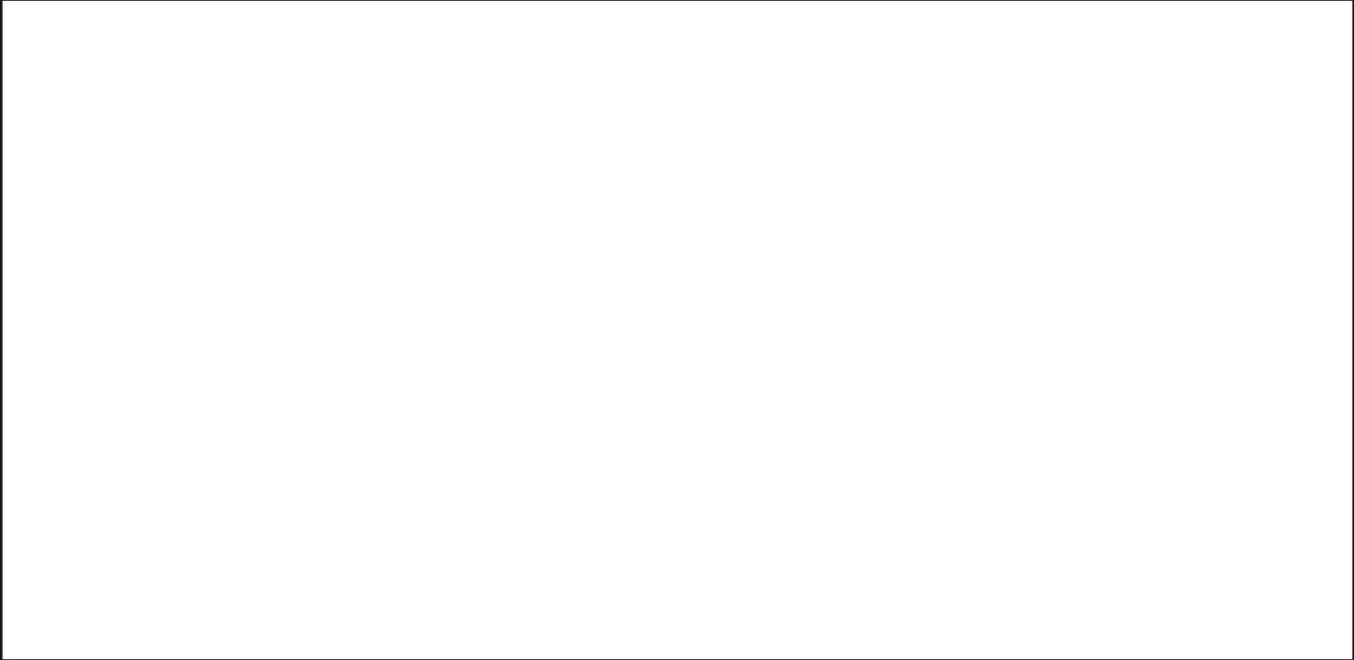
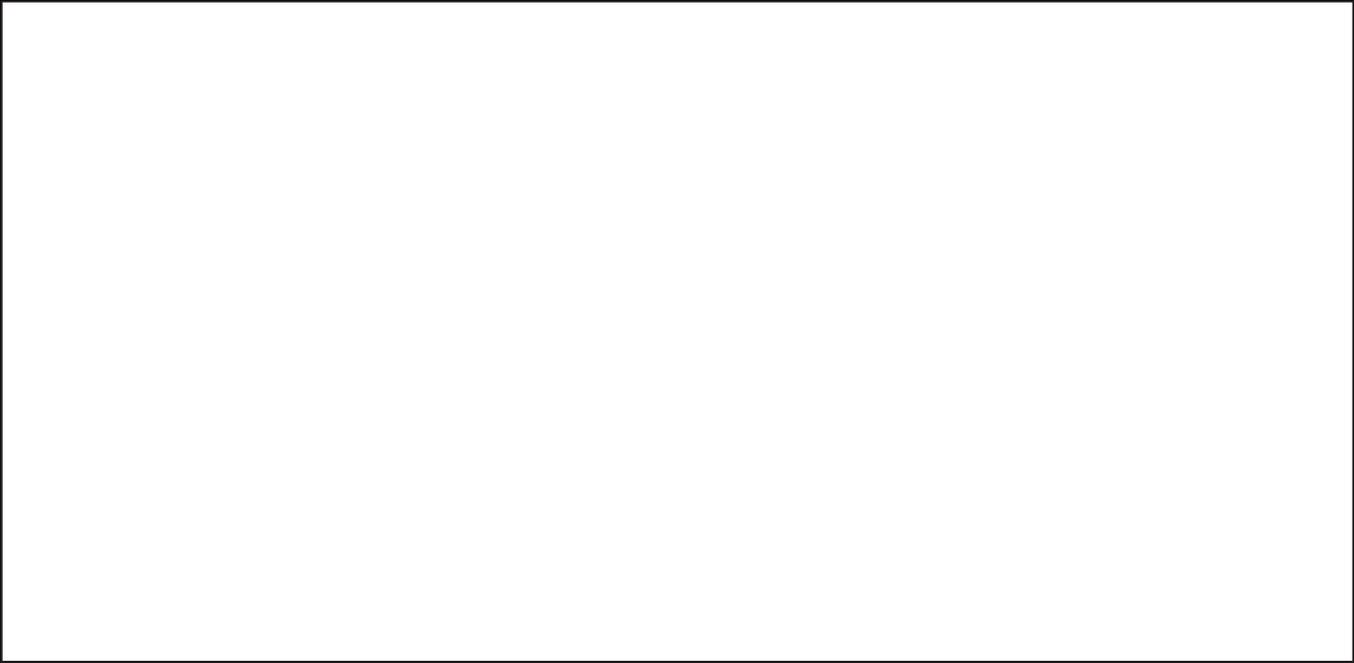
東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 晴海地区地区計画
- 二 位置 変更する区域 中央区晴海四丁目地内 別図のとおり
- 三 区域
- 四 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び中央区役所
- 五 縦覧期間 公告の日の翌日から起算して二週間
- 六 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課

別図



この地図は、国土院院長の承認（平29国地調公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（6都市基交第810号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 6都市基交第29号、令和6年6月5日
 (承認番号) 6都市基街第112号、令和6年6月10日



発行

東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
号

郵便番号
101-0051

